

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県道路占用料徴収条例		
条 例 番 号	昭和28年神奈川県条例第19号	法 規 集	第11編第 4 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部道路管理課		
条 例 の 概 要	道路法の規定に基づき占用許可を受けた道路占用者から徴収する占用料の額及びその徴収方法に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  (現在でも必要な条例か。)	道路占用者（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定による許可を受けた者を含む。）から占用料を徴収することは、受益者負担の理由などにより必要である。 道路法の規定により、占用料の額や徴収方法は条例で定めることとされているため、本条例は必要である。	
	有効性  (現行の内容で課題が解決できるか。)	道路占用料の額の算出方法について、道路占用の形態に応じ、道路用地の取得価格や造成費、近傍土地の時価を反映させたものとなっており、占用者に負担を求めるうえで、適正かつ有効な方法を採用している。	道路占用料収入  20年度 1,078,587千円 19年度 1,086,341千円 18年度 1,075,255千円 17年度 1,071,584千円
	効率性  (現行の内容で効率的といえるか。)	道路占用料の額の算出方法について、道路法及び同法施行令の規定に準拠する形で必要な事項を明確に定めており、十分に効率的である。	
	基本方針適合性  (県の基本的な方針に適合しているか。)	道路法の規定に基づき、道路占用者から徴収する占用料の額及びその徴収方法に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  (憲法、法令に抵触しないか。)	道路法に基づく内容となっており、憲法、その他法令に抵触しないものである。	
	その他	法令の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。  (改正・廃止を検討する。)	理 由	特 記 事 項
		法令の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	別表に定める占用料の額については、地価の変動等を踏まえて、適宜見直しをする。
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無